

あお陶遊館アルテ (小野市 粟生駅前)

## 新年のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部  
支部長 岸本 憲明



2010年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶申し上げます。日ごろは当支部会務運営にご協力、ご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、時代は大変な潮流の真っ只中に入っていました。昨年には「100年に1度の激震」という金融危機に陥りました。世界的規模では、4,000兆円という全世界GDPの8割にあたる膨大な資産がこの時に失われたのであります。

ここ10年程の間、世界の企業の経営トップ陣は企業の持つべき倫理を失い、短期に高利益を確保しようとした結果、建築界の構造計算偽装ではないけれども、経済界におけるローン偽装ともいべきサブプライムローンという体裁のいい仮面を被った化け物を見る事になってしまったわけでありました。

一方、政界に目を向けても、政局、施策が安定しない流動的な状態となっております。デフレ・スパイラルの今、基本的には赤字拡大でも財政支出により需要を高める手法のケインズ経済政策が求められますが、これとていつまでも継続できるものではなく、何らかの時期を逸さない適策が今、望まれるところです。かつて、GDPが1位であった日本も、今や20位より下の位置で、「日本経済は最早一流ではない」事も確実に実感しつつある段階に入っていました。

そして、政府も対外的な面できら「友愛だ共同体だ」

等と言ってはいるものの、外交上で確固たる方針を持たなければ国民はもとより相手国から見ても、強い日本も頼もしい日本も見えてきません。力強い舵取りを願いたいところであります。

経済市場の縮小と共に、個人所得が伸びにくい今、我々はこの辺で経済的豊かさを追求する事から一旦離れるのがいいのかもしれない。そして、主観的な概念ではありますが、心の持ち方により精神的充実による豊かさを実感する生き方に軸足を移さなければならないのかもしれない。社会制度の矛盾を強く意識し始めた人々の気配が高まってきている昨今です。これからは、官僚が国を牽引するのではなく、国民が国を動かすのであるという考え方のもとで、どうやら多くの人達がこの方向に動き出した様子だ。「平成の明治維新」とも言うべき国の大改革が起これば、まだ見ぬ新体制の中で試行錯誤を繰り返すうちに閉塞状態を抜け、来るべき次のステージに進んでいけると考えます。

永きに渡って、馴染んできた制度からの脱却には抵抗があるものですが、この改革により「日本の夜明け」に近いものになる様な予感が致します。

行政書士会東播支部も誕生して50年を迎えようとしています。これからの方向性をこの潮流の中で見失う事のない様、大胆かつ着実に歩んで行きたいものです。日々の行政書士業務に対応するのは、個々の会員であり、依頼された業務の処理能力の如何とその評価は全て会員にかかっています。このことから、日々の業務についての研鑽が大切である事は申すまでもありません。大いにスキルアップを計って頂きたいと思っております。

最後になりましたが、今年は「寅年」です。虎の如く「最細にして大胆」な行動により、大変革時代を乗り切るべく、引き続き、皆様方の変わらぬご指導、ご協力を賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

# 新春の ごあいさつ

北播磨県民局 局長 杉本 明文



新年あけましておめでとうございます。  
兵庫県行政書士会東播支部の皆様には、ご家族おそろいで輝かしい新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

北播磨は、兵庫の真ん中、日本の真ん中です。兵庫の東西軸と南北軸の高速道路が結節しています。穏やかな気候、文化の香る風土、気さくでやさしくも進取の気風あふれる人柄の地です。

こうした地域性を踏まえて、県民の参画と協働によって策定した地域ビジョンは、「ひょうごのハートランド」を目標としています。人やモノが活発に通う中心でありたいという気持ちと同時に、心が通いあう人間性豊かな地域でありたいという気持ちも込められています。

県民局では、このような地域づくりに向けて、平成13年4月の発足以来、地域の県民の皆様とともに取り組みを進めてきました。高速交通網を活用し、都市と農山村との交流のなかで地域の元気を創出するため、「交流人口1500万人作戦」を推進しています。

また、いまもしっかりと形成されている地域コミュニティを応援し、家族、地域、生活（暮らし）のさまざまな場面での人と人、心と心の関わりをさらに深めることをめざす「北はりま絆プロジェクト」、この地域の産業や雇用に重要な役割を果たしながら発展してきた、播州織や金物などの地場産業を支援する「地場産業“元気発信”事業」、豊かな自然や地球温暖

化防止にも配慮しつつ、廃棄物の削減を進める「ごみ2割減量“北はりま”大作戦」など、この地域の特性が最大限に生かせるよう、各般の事業展開に努めています。

去年は、政権が交代するという大きな出来事のあった年でした。また、一昨年来の厳しい経済・雇用環境に加え、新型インフルエンザ、但馬や西播磨での豪雨被害など、身近に感じる不安な出来事も生じました。

皆様とともにこれらを乗り越え、さらに元気で安心・安全な北播磨づくりに全力を挙げてまいります。これまでと同様、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、兵庫県行政書士会東播支部の今後ますますのご発展と、今年一年が会員の皆様にとりましてすばらしい年となりますことを心より祈念いたしまして、新春のごあいさつとさせていただきます。



# 行政書士試験監督員を務めて

会員 高瀬 敦史

平成21年度の行政書士試験が去る11月8日（日）に行われました。懸念された新型インフルエンザの影響もなく、又、天候も良く、上着を脱ぎたくなる程の陽気に恵まれました。

事前の案内掲示板の設置作業も終わり、午前11時30分より誘導を開始しました。私は昨年にこの試験を受験したばかりですので、今年こうして誘導係を務めさせて頂いていることがとても不思議な感覚になりました。試験会場が入室可能になるまで、受験生の皆さんがベンチに座って、各自参考書をひたすら最終確認している様子を見て、ああ私も去年同じように最後の最後まで参考書を見ながらもがいていたなど、今の受験生のみなさんの現在の気持ちが手に取るように分かりました。

行政書士試験は法律問題から一般教養まで幅広く、また記述式問題も含まれるため、何回参考書を読み返しても、記憶が定着しているかどうか不安になります。また、年に一回の試験であり、合格率も一桁台と大変低く、ここまでの勉強の道のりは非常に長いので、なんとか今年合格しなければいけないというプレッシャーが余計にかかっているのだと分かりました。

試験開始の午後1時から試験終了の午後4時まで、途中で退席する受験生は大変少なく、試験が終わって会場を後にする受験生の顔は、すがすがしい表情、疲労困ぱいした表情、解答結果が気になって不安そうな

表情等、さまざまな表情でしたが、最後の最後まで試験問題と闘った充実した様子がすべての受験生からみてとることができました。受験生の姿を見ながら、昨年の試験合格以来、忘れかけていた「最後の最後まであきらめずに頑張る」という気持ちをもう一度思い出すことができたように思います。

開業以来、専門知識の習得や事務所経営、営業活動など試行錯誤しておりますが、今回の試験で改めて思い出したあきらめない心を常に持ち続けて、これからも日々精進して参りたいと思います。



流通科学大学にて（神戸市西区）

## 「法の日」無料相談会実施報告

■ 日時：平成21年10月3日（土）午前10:00～午後4:00

■ 場所：イオン加西北条ショッピングセンター1階サルビアコート（加西市）

### ■相談件数内訳表

相談内容		件数
事 実 証 明	遺言・相続	4
	各種契約	3
	定款、内容証明、会計記帳等	
	不動産関係	
	戸籍関係	
	その他	6
許 認 可 関 係	許認可申請手続	
	法人設立	1
	土地開発	
	農地転用	
	自動車登録（車庫証明含む）	
	入管関係	
	その他	
合 計		14



# 分科会レポート

## 建設分科会研修会に参加して

会員 丸山 正勝

平成21年10月23日（金）、アステリアかさい3階集会室にて東播支部の建設分科会研修会が開催された。研修内容は、建設業許可申請、経営事項審査、変更届出書等の基礎及び最近の変更事項についてである。

講師は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課の船谷俊二課長及び遠藤和子主査であった。参加者は、岸本支部長を始め、上井建設分科会主任及び村上広報部長、それに補助者の方も含め20名近くの出席があった。

行政書士丸山事務所は、現在、自動車関係の仕事を主に取り扱っている。しかし、この建設業関係も我々行政書士にとっては非常に有益な業務の一つであるが故に、いずれはこの方の業務のエキスパートになるがために、私も参加させて頂いた。聞くところによると、この建設業許可申請は、5年毎の更新手続、経営事項審査申請、業種追加、変更届等に加え、建設会社1社から年間かなりの報酬を得ることができる。それに、現在では産業廃棄物収集運搬業許可申請等の許認可業務も附随してくる。

もうしばらく前のことになるが、私が行政書士会に入会した当時、姫路市に事務所を開設されている方は、この建設会社だけでも1000社もの得意先を持たれていた。

また、尼崎市のある事務所は、700社と聞いたことがある。とにかく、我々行政書士にとっては、この建設業関係の業務は非常に魅力のある業務なのである。

10時から始まった研修も11時40分に遠藤主査の的を得た解説が終り、その後は熱心な質疑応答に入った。

この時頂いた建設業許可申請等の手引、及び経営規模等評価申請要領等の資料は、今後の我々の業務に大いに役立つものと確信するものである。



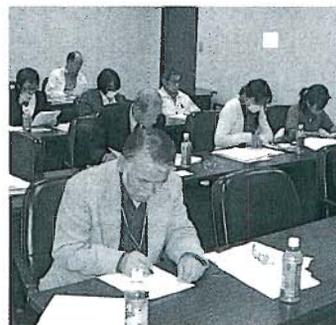
## パソコン分科会研修会に参加して

神戸支部会員 花房 健

2009年12月2日（水）に西脇市民会館で行われた電子申請・経営状況分析申請研修会に参加させていただきました。神戸支部の花房健と申します。私自身、入会して半年余り、これまでは経歴や経験を生かしての運輸業界や帰化・在留許可申請等の業務が中心で、建設業や宅建業の申請・経審については、研修会に何度か出席した程度で、具体的に業務に組み入れる考えは持っておりませんでした。2010年を迎えるに当たり、これまでの業務を広げて行くことはもちろんなのですが、一度、行政書士のメインとされている業務である建設業についても、真剣に検討してみようと思い本研修会を受けさせていただきました。電子申請に関しては、開業当初、法務局のオンラインシステムの利用を念頭に体制を整えたのですが、他業務ではオンラインシステムを利用しているにもかかわらず、登録簿謄本の取り寄せは頻度が少ない事もあり、これまでは法務局へ行って取得していました。今回の研修を受けて、法務局のオンラインも登録しようと思います。その後の宅建業の電子申請に関しましては、大変良くわかりました。翌日から直ぐに申請出来る内容の研修になっていたと思います。経審については、今回の研修前に市販の書籍に一通り目を通しておりましたので、それなりに理解が出来ました。直ぐに業務に結びつける事は厳しいと思いますが、今後、建設業に関する業務への理解を深めていく大きなきっかけにしたいと思いました。

今回、初めて神戸支部以外の研修に参加させていただいたのですが、他支部の研修であっても参加出来るものは参加させていただき、勉強する事も大切な事だと思いました。

東播支部の皆さま、今回はどうもありがとうございました。



## 土地開発分科会からのお知らせ

土地開発分科会 岡 聖一

土地開発分科会では、本年2月頃に改正農地法等（平成21年12月施行）について研修会を行う予定です。詳細が決まり次第、お知らせ致しますので、多数のご参加をお待ちしております。

# 「改正農地法等」の研修会開催に向けて

土地開発分科会 岡 聖一

本年6月に「農地法」等の改正が成立し、12月中にも施行される見通しとなりました。

しかし、その細部の政省令については、11月現在でパブリックコメントの収集段階と聞いており、県市の担当者においても、全体像が未だ見えてこない状態であるようです。

「農地法」等とは、農地法、農地経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法 他であります。

当 土地開発分科会でも「改正農地法等」についての研修会を、その施行前の10月頃に開催をするべく準備に取りかかったのですが、上述のような状態で来年2月頃の開催を予定しています。ここに改正の大まかな方向をお知らせして、会員の皆様に注意を喚起していただき、後日案内します研修会に多数参加していただく為に本稿を起こしました。

昭和27年に制定された農地法の基本理念は、耕作者が所有者である事を促進し、その地位の安定を図る事、でありました。

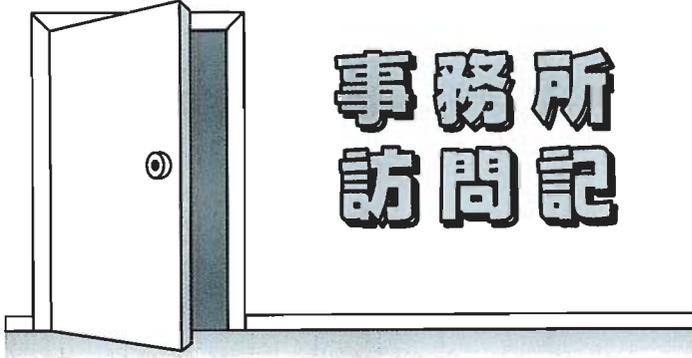
改正農地法では、農地を限られた国民の資源であるとし、農地を効率的に利用することを促進することにより、環境保全を図り農業生産の増大と食料の安定供給の確保をその目的としています。

以下に、改正された目新しい項目（私の独断と偏見にて編集）を列記してみました。

- 全ての遊休農地の監視や指導、利用の斡旋などが農業委員会により行われる。
- 適切な農地管理をしない場合は、農業委員会が農地法第3条許可を取り消す事ができる。
- 効率的で安定的な経営の阻害となる農振農用地の除外ができない等の厳格化。
- 一部の公共転用（国、県の学校・社会福祉法人・病院・庁舎等）が事前協議制となる。
- 農用地利用集積計画で5年未満の利用権を設定する農地が共有である場合、持分の1/2を超える同意で足りる。
- 違反転用に対する罰金の引き上げ。（法人：300万円から1億円など）
- 農業協同組合自身が、農地の賃借により農業経営の事業を行える。
- 相続等による農地の取得を農業委員会へ届け出る事。
- 農地の利用権（賃借権）が原則自由になる。
- 農地の相続税、贈与税の納税猶予制度の変更。



（注）本項は、平成21年11月末に寄稿頂いたものです。  
改正農地法等は平成21年12月15日に施行されました。



# 事務所 訪問記

《本多総合事務所》  
平成21年11月17日(火曜日)  
訪問

今回の事務所訪問記は、加東市社の本多義博 会員の事務所にお伺いしてきました。本多会員の事務所は、管轄の法務局・裁判所までは、徒歩圏内。市役所や県民局などの官公庁にも非常に近く、同業者としては羨ましくなるほどの好立地に事務所を構えられています。

本多総合事務所という名のとおり、行政書士・司法書士・土地家屋調査士の三士業を兼業されており、現在は、奥様と2人で仲睦まじく、そして日々忙しく業務をこなされています。仕事の割合は、司法書士業務が主体だそうですが、行政書士業務としては、主に農地法関係、建設業法関係の手続をされているそうです。

いまの事務所は、司法代書人であった祖父の時代から同じ場所で続けられており、お父様もその後を継がれ、本多会員で3代目。いまでは、大阪にいる息子さんも司法書士法人を設立され、活躍されています。創業はなんと昭和元年。85年の歴史だということですから、驚きです。

本多会員ご自身は、司法書士・土地家屋調査士は昭和41年から、行政書士は平成13年から開業されており、本人いわく、実は家業を継がず堅実な会社員になりたかったそうですが、本当でしょうか？インタビューの端々に窺うことのできた仕事への情熱や知識、また、穏やかな人柄のなかにある芯の強さは、まさに法律家の血を脈々と受け継がれているように感じました。

最近の急速な法改正や頻繁な制度の改正にも常に敏感でおられ、電子申請等のIT業務も精力的に取り組まれるなど、仕事に対するその姿勢は、我々がお手本にするべき点が多いのではないのでしょうか。

プライベートの話題では、本多会員には一男三女4人のお子様がおられるそうで、皆さん既に結婚されており、お孫さんは7人だそうです。そのうち娘さんの1人がなんと北欧の国フィンランドに嫁がれていて、事務所には、フィンランドにおられるお孫さんの写真が飾られていました。その写真を見つめ、目を細めながらお孫さんのお話をする本多会員と奥様の笑顔がとても印象的でした。

趣味は？という質問には、あまり趣味はないと答えられていましたが、いまは多忙な日々の合間を縫って、愛孫達の顔を見に行くことがなによりの楽しみみたいです。フィンランドにもたびたび出掛けられるそうです。

最後になりましたが、お忙しい中にもかかわらず、大勢で押し掛けた我々に対し終始暖かく対応して頂きまして、ありがとうございました。本多会員と奥様のますますのご健勝と、本多総合事務所の今後なお一層のご発展を広報部一同、心よりお祈り致します。  
〔広報部 村上周造〕



## インタビュー

- 開業のきっかけは？
- 祖父、父と続く家業を継承した。
- 業務遂行上で思うこと、感じることは？
- 業務上での法が日進月歩なので、高齢者には、後からついていくのが精一杯である。
- 人生のモットーは？
- 生涯現役でいたいので、常に挑戦の気持ちを忘れないで、誠実に生きたい。
- 休日などの余暇はどう過ごされていますか？
- 他所に居る孫(7人)の行事を中心に余暇を過ごしている。
- 新入会員へのアドバイスをお教え下さい。
- 法改正や、制度の変更等に敏感になってほしい。

## 佐用地区水害支援ボランティアに参加して

会員 岩本 泉

残暑厳しい8月24日。私の事務所のFAXに本会から佐用地区水害支援ボランティアの参加申込書が送られてきました。

何も考えずに、すぐ申込書に参加の旨を書き返送しました。その数日後、8月29日の朝早くに中国自動車道を1時間程西に走り、当日の集合場所である南光地域福祉センターに到着しました。兵庫県行政書士会からの参加者は北上会長、山森副会長、上田副会長、岩井総務部長、圓尾西播支部長、神戸支部の李会員、そして私の7名でした。会場にて受付を済ませた後、参加者全員が広間に集められて現地での作業等についての説明及び注意を受けました。

会社仲間、家族、学生等のボランティア参加者がグループごとに目的地に向かうことになり、私たちは北上会長と圓尾支部長の車に分乗し、岡山県との県境の山間部に向かいました。その途中、川岸で大勢の警察官によって行方不明者の捜索がされているのを見て、改めて被害の大きさに気付かされました。

到着した場所は、10軒程の民家が建ち並ぶ小さな集落。老夫婦2人だけで住まれている小さな谷川沿いの家でした。会長がボランティアセンターから来た旨の説明をして要望を聞くと、氾濫した川の水で浸かった物置の品物の整理と廃棄、床の泥の除去をしてほしいとのこと。参加者の中には長靴を履くのが初めてだという人がいるなか、全員大汗を流しながらの作業でした。見てはいけないと思いつつながら住居の中を見ると、床下を乾かす為に床板は上げられたまま、住宅は平屋のため何処で寝起きをされているのか心配になりまし

た。作業が終ると、別グループのボランティアが軽トラックで廃棄品を取りに来てくれましたが、その量は2台分にもなりました。私たちの仕事はこれだけでしたが、水害が発生してから20日余り、まだまだ水田には大きな岩がいくつも転がり、砂が積もっていました。除去をするのには大変な時間と費用が掛かると思いました。

私たちが作業に従事した日、老夫婦には笑顔もあり落ち着いておられましたが、水害当日及び水害後数日間は大変だっただろうと思いました。このような被害が起こった原因の1つには、数年前の台風で倒れた木々をそのままに放置していたのが、今回の大雨で山から流れ落ち、川を堰き止めたのが氾濫につながったとの意見があります。天災と人災が重なった水害であったと反省しなければなりません。

「明日は我が身」です。



## 労働基準法が改正されます (平成22年4月1日施行)

「労働基準法の一部を改正する法律」が第170回国会で成立し、平成20年12月12日に公布されました。改正労働基準法は、平成22年4月1日から施行されます。

### 労働基準法の一部を改正する法律 (平成20年法律第89号) の概要

#### (1) 時間外労働の削減

##### ■ 限度時間を超える時間外労働の労使による削減

特別条項付き時間外労働協定で、限度基準告示上の限度時間(注)を超える労働外時間に対する割増賃金率を法定(25%以上)を超える率を定める努力義務(注)例えば、1ヶ月45時間、1年間360時間など

##### ■ 法定割増賃金率の引上げ ※中小企業は、当分の間、適用猶予

1ヶ月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を50%以上に引上げ(現行25%以上)

##### ■ 代替休暇制度の創設 ※中小企業は、当分の間、適用猶予

労使協定により改正法による法定割増賃金率の引上げ分(注)の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することが可能に

(注)例えば、50%-25%=25%(簡便化のために引上げ前の割増率を一律25%とした場合の例)

#### (2) 年次有給休暇の有効活用

##### ■ 時間単位年休制度の創設

労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することが可能に

## 新入会員の紹介

いわつぼ せつお ●入会日/H21年8月1日  
**岩坪 節男** ●事務所/小野市育ヶ丘町1480番地の407 ●TEL.0794-63-2831

この度、東播支部に入会させていただきました岩坪節男です。

平成20年3月で、40年間の公務員生活に終止符をうち、平成21年8月1日付で、行政書士として人生の再スタートさせていただくことになりました。何事にも初心が肝要で、私自身もこれからは勉強です。「聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥」、諸先生方のご指導を賜りながら、一歩でも先生方に近づければと思っています。東播支部の先生方には何とぞ宜しくご指導の程をお願い致します。

## 支部からのお知らせ

### 研修部より

研修部では、支部会員の業務能力のスキルアップと専門知識の向上を目指し、研修会を随時開催しておりますが、研修内容に関し皆様からのご意見を募集しております。分科会を問わず開催希望の研修内容がございましたらご連絡下さい。

合わせて、会員各位がお持ちの業務に関する有益な情報（資料、書籍、手引・要領、デジタルデータ、HPアドレス等（※特に難解と感じられた事件のもの））を、ご提供・ご教示下されば今後の研修会の参考として、また、支部会員相互の情報として活用させて頂きたく存じます。ご一報をお待ちしております。

### 広報部より

広報部では、本年度に会報「ぎょうせい はりま」支部創立50周年記念号の発行を予定しております。

つきましては、50周年記念号の発行にあたり、東播支部の歩み（略歴）をご存知の方、古い支部行事の資料や写真、1993年（平成5年）6月号より以前の会報「ぎょうせい はりま」、その他支部の記録等をお持ちの方は、広報部までご連絡頂ければ幸いです。

また、支部活動での思い出などの原稿の執筆をご依頼した際には、快くお引き受け頂けますようお願い申し上げます。

東播支部50周年の1ページにご協力下さい。

経営状況分析がますます便利に簡単に

建設業 経営状況分析 **100%電子申請**

分析に関するすべての書類を電子申請できます。

郵送不要 印刷不要 外出不要 夜間・休日OK

おかげさまで申請受付実績 民間分析機関 No.1※弊社調べ

ワイズ公共データシステム株式会社

<http://www.wise-pds.jp/>

総合建設業

**丸 忠 建 設**

兵庫県知事（般）第353444号

〒675-2303 加西市北条町古坂6丁目40の1  
 電話 0790-42-6200 FAX 0790-43-2260

## 編集後記

あけましておめでとうございます。

昨年、世間的には天災・事件・不況にと暗い話題の続く1年でしたが、個人的には、広報部の活動を通じて多くの人たちと出会うことができ、人の優しさ・笑顔・才能に触れる機会に恵まれて、実りのある1年となりました。

2010年も多くの素晴らしい出会いがありますように！

（広報部 村上）



## 東播支部会員動向（H21年12月1日現在）

会員数/92名  
 西脇市/22名 多可郡/7名 加西市/23名  
 加東市/19名 小野市/21名

## ぎょうせい はりま No.64

発行日/平成22年1月1日  
 発行人/岸本 憲明  
 発行所/兵庫県行政書士会 東播支部  
 〒677-0054  
 西脇市野村町1794番地の239  
 岸本憲明事務所内  
 TEL (0795) 23-2218 FAX (0795) 22-2850